1 調查名称: 焼津市総合都市交通体系調査

2 調査主体: 焼津市

3 調査圏域:焼津市管内

4 調査期間:平成29年度

5 調査概要:

都市計画道路において、整備の必要性と合理性の検証及び新道路網による検 証を踏まえて、見直し候補路線の整備方針案を作成する。

【都市計画道路の必要性の検証】

再検証対象路線について、決定時の理由・位置付け、交通機能(交通混雑度や公共・公益施設へのアクセス機能等)、空間機能(景観・緑化としての位置づけや防災機能等)、市街地形成機能(面的整備との関連性やまちづくり計画等の上位計画との関連性)などの観点から都市計画道路の必要性について検証する。

【都市計画道路の合理性の検証】

都市計画道路の配置、規模、機能など、整備優先度や廃止・変更に伴う影響、代 替機能の確保等の観点から合理的な計画であるか検証する。

【新道路網による検証】

都市を構成する道路網全体で将来交通量の予測 (*) を行い、再編後の将来道路ネットワークにより望ましいと考える道路の機能水準が確保されているか検証する。 (*) 平成 26 年度に実施した PT 調査において推計した将来交通量等をベースとし、焼津市内の県道、主要な地方道を含めた道路ネットワークを設定し、再検証対象路線の有無による将来交通量を予測する。

- I 調査概要
 - 1 調查名称 焼津市総合都市交通体系調査
 - 2 報告書目次
 - I. 【ステップ1】検証対象となる道路の区間の抽出
 - Ⅱ. 【ステップ2】見直し候補となる道路の区間の抽出
 - Ⅱ-1 機能性の評価
 - 1. 機能性の評価項目
 - 2. 対象区間の検証
 - (1) 交通機能
 - (2)空間機能
 - (3) 市街地形成機能
 - Ⅱ-2 支障要因及び代替性の評価
 - 1. 支障要因及び代替性の評価項目
 - 2. 対象区間の支障要因の検証
 - (1) 用地取得に係る要因
 - (2) その他の個々の空間の特性に基づく要因
 - 3. 対象区間の代替性の検証
 - Ⅱ-3 見直し候補路線の抽出
 - Ⅲ. 【ステップ3】新道路網による検証
 - Ⅳ. 見直し方針(案)の作成

3 調査体制

焼津市都市計画道路見直し検討会(座長:焼津市都市政策部都市デザイン課長)

焼津市都市計画道路見直し検討会 事務局 (焼津市都市政策部都市デザイン課計画担当)

4 委員会名簿等:

	所属	役職等
座 長	焼津市都市政策部都市デザイン課	課長
委 員	焼津市総合政策部政策企画課	課長
委 員	焼津市総合政策部政策企画課	主幹
委 員	焼津市危機管理部危機政策課	課長
委 員	焼津市危機管理部危機政策課	主幹
委 員	焼津市建設部土木管理課	課長
委 員	焼津市建設部土木管理課	主幹
委 員	焼津市建設部道路課	課長
委 員	焼津市建設部道路課	主幹

調查成果 \prod

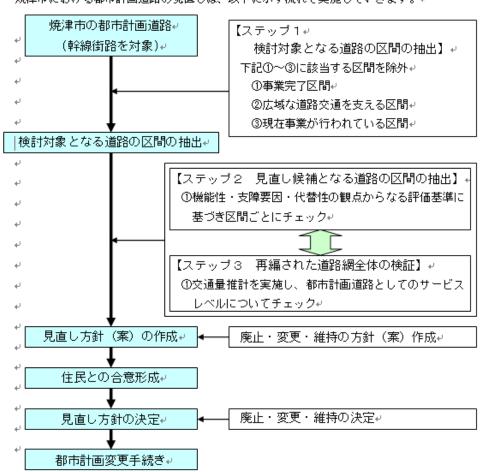
調查目的 1

都市計画決定後、長期間にわたり事業が実施されていない路線や区間では、 地権者の権利を長期にわたり制限するという課題を抱えていることを踏まえ、 長期未着手となっている都市計画道路の必要性等をあらためて検証し、必要に 応じ、適切な見直しを進めて行くこととする。

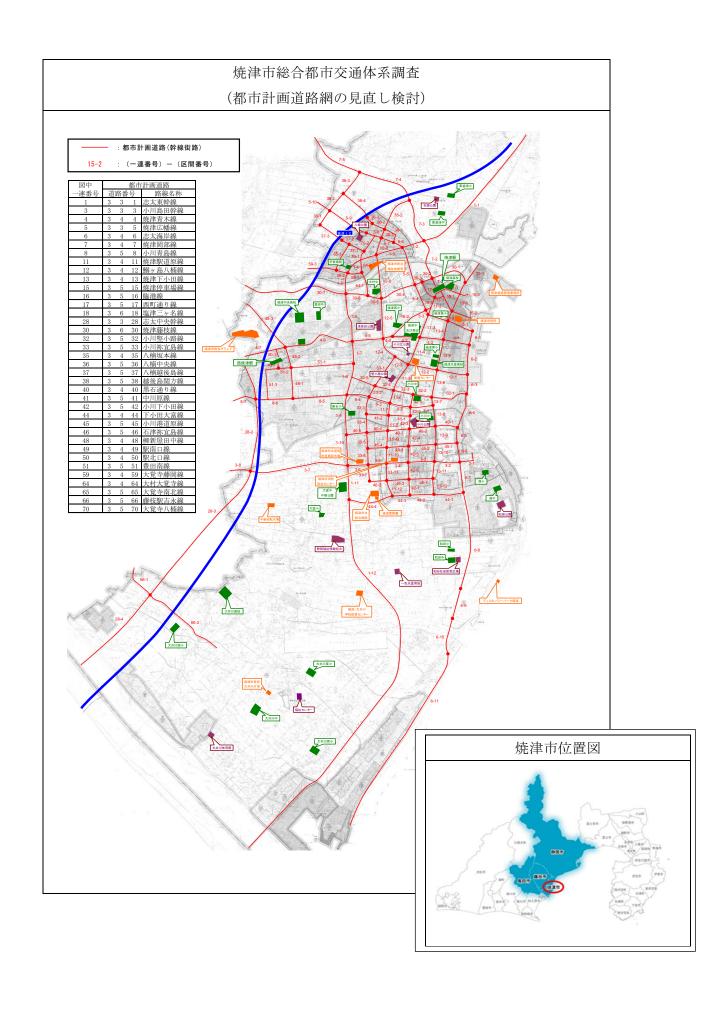
本調査では、想定した都市計画道路網に対し推計される将来交通量を配分 し、将来必要な都市計画道路網を明らかにすることで、都市計画道路見直しの ための定量的データを得ることができるため、将来的に円滑な交通の確保と効 率的で無駄のない都市計画道路整備事業に寄与する。

2 調査フロー

焼津市における都市計画道路の見直しは、以下に示す流れで実施していきます。↩



調査圏域図 3



4 調査成果

【ステップ1】検討対象となる道路の区間の抽出

次に示す①~③のいずれかに該当する場合は、検討対象となる道路の区間から除外すること とし、いずれにも該当しない区間を再検討対象となる道路の区間として抽出する。

①道路整備が完了している区間

事業完了区間(整備済路線)は、検討対象となる道路の区間の対象外とする。

②焼津市と市外を結ぶなど広域な道路交通を支える区間

高速道路、国道等の市外へ連絡する広域道路は全区間対象外とする。

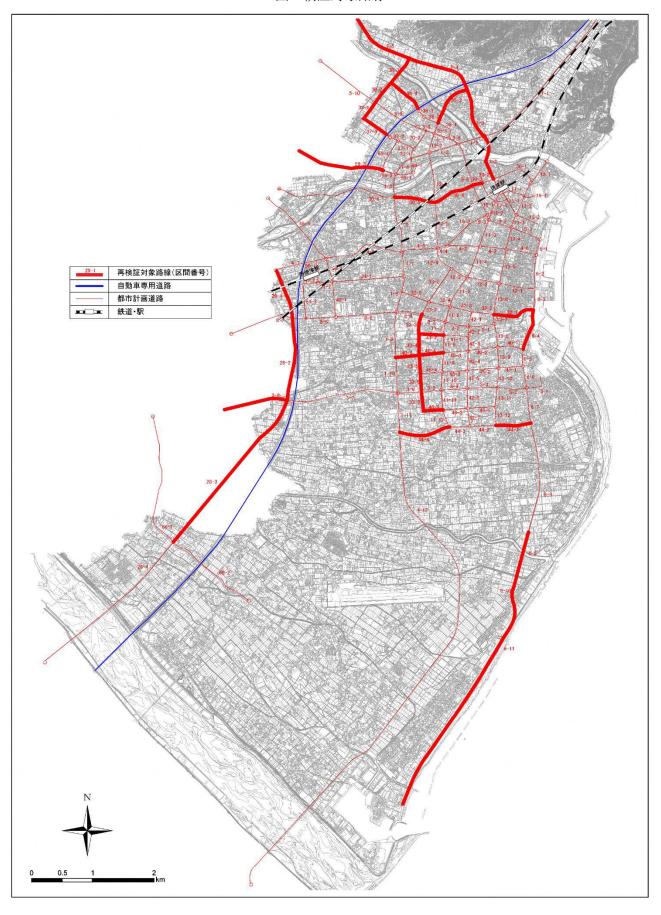
③現在、道路整備事業や土地区画整理事業などにより事業が実施されている区間

現在、道路事業、土地区画整理事業等により事業が行われている区間は、検討対象となる道路の区間の対象外とする。

但し、区間設定の中で整備済(事業中を含む)と未整備区間が混在している場合において は、検討対象となる道路の区間とする。

表	検証対象路線-	-覧
---	---------	----

都市計画道路番号	路線名	標準幅員(m)	決定権者	区間番号
3. 3. 3	小川島田幹線	25	県	3-8
				6-4
3, 4, 6	志太海岸線	18	市	6-9
5. 4. 0	心人供汗脉	10	111	6-10
				6-11
				7-2
3. 4. 7	焼津岡部線	16	県	7-3
0. 1. 1	7961 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	10	<i>></i> 10	7-4
				7-5
	1. 1 1 1 14 545			28-1
3. 3. 28	志太中央幹線	22	県	28-2
				28-3
0.00			ı	30-3
3. 6. 30	焼津藤枝線	11	県	30-4
0 5 00	.1 111萬寸.1 円分 6白	10	市	30-5
3. 5. 32	小川竪小路線	12	П	32-1
				33-3 33-4
3, 5, 33	小川佐壹良ᆆ	12	市	33-4
ა. ა. აა	小川袮宜島線			33-6
				33-7
3. 4. 35	八楠坂本線	16	市	35-2
		12	· ·	
3. 5. 36 3. 5. 37	八楠中央線 八楠越後島線	12	市市	36-4 37-3
3. 5. 37	八僧赵俊局楙	12	П	
3. 5. 38	越後島関方線	12	市	38-1
3. 3. 30	越饭品岗刀脉	12	111	38-2 38-3
				40-4
3. 4. 40	黒石通り線	20	市	40-5
3. 5. 41	中川原線	12	市	41-2
				44-1
3. 4. 44	下小田大富線	16	市	44-4
3. 5. 46	石津祢宜島線	12	市	46-3
3. 4. 59	大覚寺藤岡線	16	市	59-3
J. 4. JJ	八兄寸將門沝	10	111	<i>00</i> 0



【ステップ2】検討対象となる道路の区間の抽出

ステップ 2 では、ステップ 1 で抽出した「検討対象となる道路の区間」を対象に、区間ごとに機能性・支障要因・代替性の観点からなる評価基準に基づきチェックした。

Ⅱ-1 機能性の評価

検討対象区間において、焼津市にとって望ましい都市計画道路としての機能を明らかにする ため「交通機能」の視点、「空間機能」の視点、「市街地形成機能」の視点について、以下の評価 項目を設定し、対象区間を評価した。

■機能性再評価の評価項目

項目	評価項目	評価方法	参考図書・基準図書 等
	自動車交通 機能(交通 混雑度)	・現況ネットワークにおける混雑度が高い区間等の交通混雑の緩和に寄与する区間を評価する。 ・並行または隣接する主要な路線の混雑度が1.25を超えている場合、当該路線区間の整備により、混雑路線の交通混雑の緩和に寄与すると認められる場合に評価する。(並行路線は当該路線からの距離が概ね500m以内)	・ 第4回静岡中部都市圏パーソント リップ調査による
交通機能	アクセス 機 能	・主要都市施設(市役所、市立病院等)、駅、高速道路等のIC、主要観光施設(レクリエーション施設等含む)、大規模集客施設などへのアクセス機能が高い区間を評価する。(施設からの距離が概ね 250m以内の路線)	・各種資料に基づき判断 ・主要交通施設等(駅、IC、港等)、 主要都市施設(官公署、医療・福 祉施設、文化施設、斎場・保健セ ンター・給食センター等のその他 施設) ・主要観光施設(名所・旧跡(文化 財)、レジャー施設など) ・大規模集客施設(大規模店舗、 大規模工場、大規模スポーツ施 設等
	歩行者・自 転車系交通 機能	・当該路線の沿線または周辺(当該路線からの距離が概ね 250m以内)に、主要公共施設などがあり、歩行者や自転車などの交通の安全性確保が求められている場合に評価する。	・ 各種資料に基づき判断 ・ 小・中・高校・大学の位置と名称 及び小学校通学路 ・ 主要公共公益施設(官公署、文 化施設、医療・福祉施設、公園・ スポーツ施設等)で歩行者の集ま る施設の位置と名称
	景観・緑化 としての位置 づけ	・ 都市景観の創出、緑化が求められている区間を評価する。	・ 焼津市都市計画マスタープラン等
空間機能	防災面での 役割	・緊急輸送路としての位置づけや、広域 避難地、一次避難地、防災拠点への アクセス道路など防災対策に関連があ る区間を評価する。	・焼津市地域防災計画 ・第4次地震被害想定
X+- 1:1. T/	公共交通への寄与	・バス路線の運行の円滑化等、公共交通体系に寄与する区間を評価する。	・自主運行バス及び路線バス(静鉄バス)路線図より判断
市街地形成機能	街区形成機 能(面的整 備との関係)	・市街地開発事業(面的整備事業)等と の関連性が高い区間を評価する。	・各種資料に基づき判断
	まちづくり計 画への位置 づけ	・上位計画において、都市の骨格を形成する道路として、幹線道路に位置づけられる区間を評価する。	・ 志太広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・ 焼津市都市計画マスタープラン

■機能性の検討結果一覧

				交通機能			空間機能		市街均機	
	路線名		自動車交通機能	アクセス機能	歩行者・自転車系	景観・緑化として	防災面での役割	公共交通への寄与	街区形成機能	位置づけ 位置づけ の
3.3.3.	小川島田幹線	3-8	_	_	_	_	_	_	_	•
		6-4	•	•	_	•	•	•	•	•
		6-9	_	•	•	_	_	•	_	_
3.4.6	志太海岸線	6-10	_	•	_	_	_	•	_	_
		6-11	_	•	_	_	•	•	_	_
		7-2	•	_	•	•	_	•	•	_
3.4.7	焼津岡部線	7-3	_	_	_	_	•	•	_	_
0.4.7	沙巴士河口的水	7-4	_	_	•	_	_	•	_	<u> </u>
		7-5	_	_	•	_	_	•	_	_
3.3.28	志太中央幹線	28-1 28-2	_	•		_	_	•	_	•
3.3.20	心久下大轩柳	28-3	_	_	_	_	_	•	_	
		30-3	_	_	_	•	•	•	•	_
3.6.30	焼津藤枝線	30-4	_	_	•	_	•	_	•	_
		30-5	_	_	•	_	•	•	•	_
3.5.32	小川竪小路線	32-1	_	•	•	•	•	•	_	_
		33-3	•	_	•	_	•	•	_	_
3.5.33	小川袮宜島線	33-4	•	_	•	_	•	•	_	_
0.0.00	7.7177011170111111111111111111111111111	33-5	•	_	•	_	_	•	_	_
		33-6	•	_	•	_	_	•	_	_
		33-7	_	_	_	_	_	•	_	_
3.4.35	八楠坂本線	35-2	•	_	•	_	•	•	•	_
3.5.36	八楠中央線	36-4	_	_	•	_	_	_	_	_
3.5.37	八楠越後島線	37-3	_	_	•	_	_	_	_	_
9.5.00	±歳後 自 Ⅲ → 炉	38-1	_	_	_	_	_	_	_	_
3.5.38	越後島関方線	38-2 38-3	_	_	_	_	_	_	_	_
		40-4	_	_	•	_	_	•	•	_
3.4.40	黒石通り線	40-5	_	_	•	_	_	•	_	_
3.5.41	中川原線	41-2	_	_	•	_	•	•	_	_
3.4.44	下小田大富線	44-1	_	_	•	_	_	•	•	_
		44-4		•	•	_	_	•	•	
3.5.46	石津袮宜島線	46-3	_	•	•	_	_	•	•	_
3.4.59	大覚寺藤岡線	59-3	_	_		_	_	_		_

Ⅱ-2 支障要因及び代替性の評価

対象区間において、現状における整備の支障要因について「用地取得に係る要因」、「その他の個々の区間の特性に基づく要因」を検証し、地域の実情にあった合理的な計画であるかどうかを検証した。

また、既存ストックの有効活用の観点から、対象路線(区間)に計画道路と車道機能が同等の 現道あるいは並行路線があるかを検証した。

■支障要因の評価項目

評価	項目	評価方法	参考図書・基準図書 等
用地取得に	特 殊 な 支 障 物件の有無	・工場等の堅固な大規模建築物、寺社仏 閣等の特殊な物件が支障とならない場合 は、評価する。	・現況図等より判断
係る要因	密集市街地 通過の有無	・抵触する支障物件が少ない場合(DID 区域を通過しない場合)は、評価する。	・ 平成 27 年 DID 区域よ り判断
	歴史的・文化 的価値の高い 支障物件の 有無	・文化財、歴史的・文化的価値の高い支 障物件がない場合には評価する。	・現況図等より判断・寺社仏閣の敷地のみの抵触については、支障物件としないこととする。
そ の 他 の 個々の区間 の特性に基 づく要因	大規模な構 造物等(・トンネ法 大規模無 (大規有無	・大規模な構造物等(橋梁・トンネル・大規模法面等)が発生しない場合は、評価する	・現況図等より判断
	 道路構造令と	・計画幅員が現在の道路構造令に適合し ている場合は評価する。	・標準横断図により判断
	の整合性	・将来交通量に基づき、道路構造令に適合した適正な規模の幅員・車線数が計画されている場合は、評価する。	・第4回静岡中部都市 圏パーソントリップ調査 による

■代替性の評価項目

評価項目	評価方法	参考図書・基準図書 等
代替路線の有無	・対象路線(区間)が担う機能(主に自動車 交通機能)を、同等規格(車道機能)相当 の他の路線(現道含む)が代替できない 場合は評価する。	・現況図等より判断

■支障要因及び代替性評価の検討結果一覧

	<u> ДОДО ПО 1.</u>				支障	要因			代替性 評価
			用地取得要			の区間の特	性に基づく	〈要因	
	路線名	区間	特殊	支障	高い支質歴史的力	カガス	道路村 との道	代替性 評価	
			の有無の有無	支障物件が多い	、支障物件があるのが、対応が対している。	の発生の有無大規模な構造物	整合性	との整合 との整合	結果
3.3.3	小川島田幹線	3-8	_	_	_	_	_	_	Δ
3.4.6	志太海岸線	6-4	_	\triangle	_	\triangle		_	Δ
		6-9	_	_	_	Δ	_	_	Δ
		6-10	_	_	_	\triangle		_	\triangle
		6-11	_	_	_	\triangle	1	_	\triangle
3.4.7	焼津岡部線	7-2	_	\triangle	_	\triangle	_	_	\triangle
		7-3	_	_	_	_		_	\triangle
		7-4	_	_	_	\triangle	_	_	\triangle
		7-5	_	_	_	_		—	\triangle
3.3.28	志太中央幹線	28-1	_	\triangle	_	\triangle		—	
		28-2	\triangle	\triangle	_	\triangle		—	
		28-3	_	_	_	_	_	_	_
3.6.30	焼津藤枝線	30-3		\triangle			_	\triangle	\triangle
		30-4	_	\triangle	_	_	_	_	\triangle
		30-5	_	Δ	_	_	_	_	\triangle
3.5.32	小川竪小路線	32-1	_	Δ	_	_	_	_	\triangle
3.5.33	小川袮宜島線	33-3	_	_	_	\triangle	_	_	\triangle
		33-4	_	\triangle	_	\triangle		_	\triangle
		33-5	_	Δ	_	_	_	_	Δ
		33-6	_	Δ	_	_		_	\triangle
		33-7	Δ	_	_	_	_	_	Δ
3.4.35	八楠坂本線	35-2	_	_		\triangle	_	_	
3.5.36	八楠中央線	36-4	_	_	_	\triangle		_	\triangle
3.5.37	八楠越後島線	37-3		_		\triangle	_	_	Δ
3.5.38	越後島関方線	38-1					_	_	_
		38-2	_	_	_	_	_	_	
	m =>>	38-3	_	_	_	Δ	_	_	
3.4.40	黒石通り線	40-4	_	\triangle	_	_	_	_	Δ
	1.111	40-5	Δ	\triangle	_	_		_	
3.5.41	中川原線	41-2	_	\triangle	_	_	_	_	Δ
3.4.44	下小田大富線	44-1		\triangle	_	_	_	_	_
0.7		44-4	\triangle	_	_	_		_	
3.5.46	石津祢宜島線	46-3	\triangle	_	_	_	_	_	\triangle
3.4.59	大覚寺藤岡線	59-3		_	_	\triangle		_	\triangle

Ⅱ-3 見直し候補路線の抽出

見直し候補路線の抽出は、機能性の評価にてその機能の有無を確認したのち、支障要因及び 代替性評価により、次のとおりとする。

(1) 機能性の評価が低い路線(区間)

機能性の評価の検討結果で、該当する評価項目がない路線(区間)とする。

(2) 支障要因が多い又は代替路線を有する路線(区間)

以下の①又は②のいずれかに該当する路線(区間)とする。

- ① 支障要因で次に該当する路線(区間)
 - ●支障要因が複数該当する路線(区間)

ただし、該当する項目が1つの場合でも、次に該当する場合は、見直し候補路線(区間)とする。

- ●支障となる特殊な支障物件等がある
- ●大規模な構造物の発生がある
- ●道路構造令との適合性に問題がある
- ② 代替路線を有する路線(区間)
 - ●計画路線と車道機能が同等の現道あるいは並行路線がある

なお、支障要因で見直し候補路線に該当する路線(区間)のうち、代替路線(区間)がない場合は、課題(車線数や幅員、線形等の計画変更)の検討を行う必要のある路線とする。

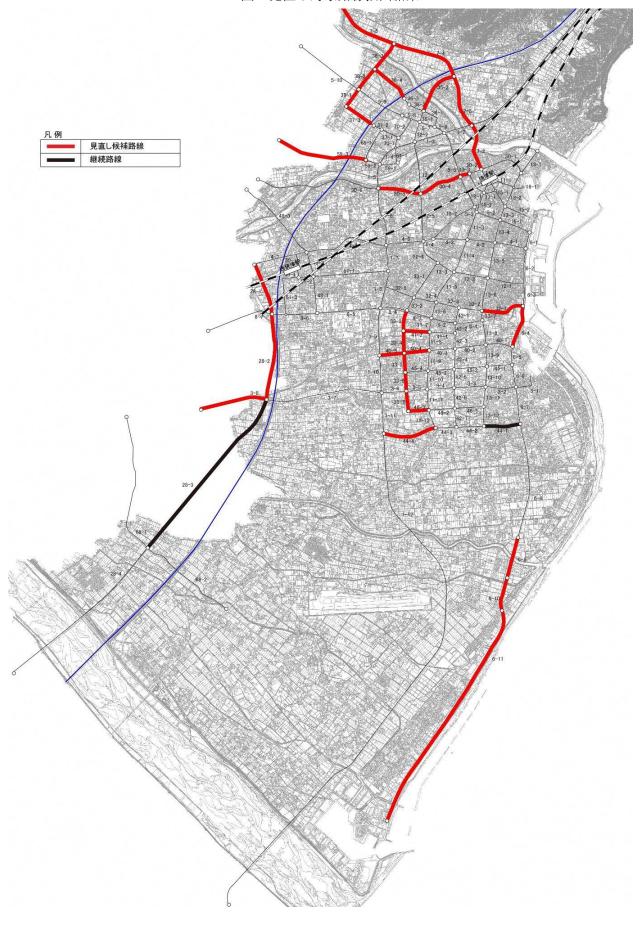
(3) 道路ネットワークの形成が不可能な路線(区間)

共にネットワークを形成する他の路線が「見直し候補路線(区間)」となっているため、当該 路線の道路ネットワークの形成上が不可能となる場合は、見直し候補路線(区間)とする。

■見直し対象路線抽出結果一覧

			<i>F</i> .		支障要因	及び代替	性評価結	果	道路ネッ		
						章要因		代替性	トワーク	総合評価	í
路線名		区間	(評価項目数)機能性評価結果	支障項目数	支な規模物 り (●) (一)	大構造物 のあり (●) な(-)	道路構 造令 不適 (●) 適合 (一)	代替路 線 あり (●) なし (-)	評価 ネックの成 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で		抽出条件
3.3.3	小川島田幹線	3-8	1	0	_	_	_	•	_	見直し候補	(2) ②
		6-4	7	2	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
0.4.0	十十年出始	6-9	3	1	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
3.4.6	志太海岸線	6-10	2	1	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
		6-11	3	1	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
		7-2	5	2	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
2.4.7	运冲 团切纳	7-3	2	0	_	_	_	•	_	見直し候補	(2) ②
3.4.7	焼津岡部線	7-4	2	1	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
		7-5	2	0	_	_	_	•	_	見直し候補	(2) ②
		28-1	3	2	_	•	_	_	_	見直し候補	(2) ①
3.3.28	3.3.28 志太中央幹線	28-2	3	3	•	•	_	_	_	見直し候補	(2) ①
		28-3	2	0	_	ı	_	_		計画継続	1
		30-3	4	2	_	_	•	•	_	見直し候補	(2) ①
3.6.30	焼津藤枝線	30-4	3	1	_	_	_	•	_	見直し候補	(2) ②
		30-5	4	1	_	_	_	•	_	見直し候補	(2) ②
3.5.32	小川竪小路線	32-1	5	1	_	1	_	•		見直し候補	(2) ②
		33-3	4	1	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
		33-4	4	2	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
3.5.33	小川袮宜島線	33-5	3	1	_	_	_	•	_	見直し候補	(2) ②
		33-6	3	1	_	_	_	•	_	見直し候補	(2) ②
		33-7	1	1	•	_	_	•	_	見直し候補	(2) ①
3.4.35	八楠坂本線	35-2	5	1	_	•	_	_	_	見直し候補	(2) ①
3.5.36	八楠中央線	36-4	1	1	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
3.5.37	八楠越後島線	37-3	1	1	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①
		38-1	0	0	_	-	_	_	-	見直し候補	(1)
3.5.38	越後島関方線	38-2	0	0	_	I	_	_	_	見直し候補	(1)
		38-3	0	1	_	•	_	-	-	見直し候補	(1)
3.4.40	黒石通り線	40-4	3	1	_	_	_	•	_	見直し候補	(2) ②
3.4.40	無 田 期 り 緑	40-5	2	2	•	_	_	_	_	見直し候補	(2) ①
3.5.41	中川原線	41-2	3	1	_	-	_	•	_	見直し候補	(2) ②
3.4.44	下小田大富線	44-1	3	1	_	_	_	_	_	計画継続	_
5.4.44	一 八 田 八 苗 沝	44-4	4	1	•	_	_	_	_	見直し候補	(2) ①
3.5.46	石津祢宜島線	46-3	4	1	•	-	_	•	_	見直し候補	(2) ①
3.4.59	大覚寺藤岡線	59-3	2	1	_	•	_	•	_	見直し候補	(2) ①

図 見直し対象路線抽出結果



【ステップ3】新道路網による検証

ステップ3では、ステップ2で抽出した「見直し候補となる道路の区間」について、区間ごとに見直し候補の整備方針(仮)を設定したうえで、再編後の将来道路ネットワークを仮決定し、自動車の流れを予測する交通シミュレーションを行い、渋滞や混雑の発生など、市民生活に影響が出ないか確認します。

Ⅲ-1 見直し候補の整備方針(仮)の設定と将来道路ネットワークの仮決定

必要性・合理性の検証の結果、抽出された「見直し候補となる道路の区間」について、区間ご とに見直し候補の整備方針(仮)を設定します。見直し候補の整備方針(仮)は、(変更(幅員・ ルート)・廃止)を設定し、将来道路ネットワークの仮決定をします。

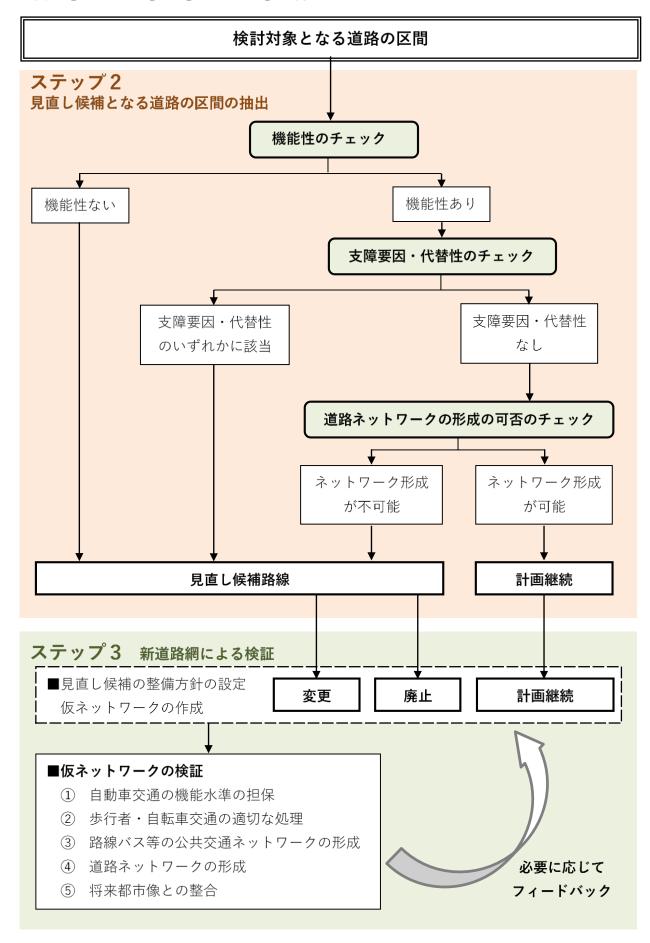
将来交通量の予測については、第4回静岡中部都市圏パーソントリップ調査データの道路網 交通配分データの交通量推計をベースとし、主要道路網全体で将来交通量推計を行い、交通機 能等が確保されているか確認します。

Ⅲ-2 (仮) 将来道路ネットワークの機能検証

再検証対象路線(区間)を廃止・変更した場合の新道路網計画による将来交通需要予測を行い、渋滞等が発生していないか(混雑度 1.25 未満)、廃止・変更が適当であるかの検証を行います。

この時点で問題が発生した路線は、見直し方針を再検討します。

また、新道路網について、将来都市像との整合や歩行者・自転車通行機能及び道路ネットワークの形成状況等についても検証します。



			(仮) 将来道路ネットワークの機能検証						(仮) 将来道路ネットワークの機能検証					
}	路線名	位置図 対象 番号	検証結果 (見直し候補 の抽出: CASE2)	機能水準の担保自動車交通の	通の適切な処理歩行者・自転車交	公共交通の機能	道路ネットワーク	将来都市像との	検証結果 (CASE3)	機能水準の担保自動車交通の	通の適切な処理歩行者・自転車交	公共交通の機能	道路ネットワーク	将来都市像との
3.3.3	小川島田幹線	3-8	見直し候補	A					計画継続					
		6-4	見直し候補	A					計画継続					
3.4.6	志太海岸線	6-9	見直し候補	_					見直し候補	_			A	_
5.4.0	心风伸冲冰	6-10	見直し候補	_		自			見直し候補	—	_	—	A	_
		6-11	見直し候補	_		動車			見直し候補	_	_	_	_	_
		7-2	見直し候補	_		(T)			見直し候補	—	A	A	_	A
3.4.7	焼津岡部線	7-3	見直し候補	_		機能			見直し候補	_	_	_	_	A
0.4.7	WITH- IN THINK	7-4	見直し候補	_		水			見直し候補	—	_	—	_	A
		7-5	見直し候補	_		準に			見直し候補	_	_	_	_	A
		28-1	見直し候補	A		支			計画継続					
3.3.28	志太中央幹線	28-2	見直し候補	A		障が			計画継続					
		28-3	計画継続			があ			計画継続					
		30-3	見直し候補	_		9 to	/_		見直し候補	_	_	_	_	A
3.6.30	焼津藤枝線	30-4	見直し候補	_		たった。			見直し候補	_	_	_	_	A
		30-5	見直し候補	_		Ø,			見直し候補	_	_	_	_	A
3.5.32	小川竪小路線	32-1	見直し候補	_					見直し候補	_	_	_	_	_
		33-3	見直し候補	_		見直			見直し候補	_	_	_	_	_
		33-4	見直し候補	_		X			見直し候補	_	_	_	_	_
3.5.33	小川袮宜島線	33-5	見直し候補	_		分針			見直し候補	_		_	A	_
		33-6	見直し候補	_			A		計画継続					
		33-7	見直し候補	_		案			見直し候補	—	_	—	A	_
3.4.35	八楠坂本線	35-2	見直し候補	_		を			見直し候補	_	_	_	_	A
3.5.36	八楠中央線	36-4	見直し候補	_		再			見直し候補	—	_	—	A	A
3.5.37	八楠越後島線	37-3	見直し候補	_		検討			見直し候補	_	_	_	A	A
		38-1	見直し候補	_					見直し候補	_	_	_	A	A
3.5.38	越後島関方線	38-2	見直し候補	_		\mathcal{C}'			見直し候補	_	_	_	A	A
		38-3	見直し候補	_		A> ∠S_			見直し候補	_	_	_	_	_
3.4.40	黒石通り線	40-4	見直し候補	_		E			見直し候補	_	l	_		A
5.4.40	無有過り豚	40-5	見直し候補	_		37			見直し候補	_	_	_	_	A
3.5.41	中川原線	41-2	見直し候補	_					見直し候補	_	_	_	_	
3.4.44	下小田大富線	44-1	計画継続						計画継続					
0.4.44	1 7 田八田水	44-4	見直し候補	_					見直し候補		_		_	A
3.5.46	石津袮宜島線	46-3	見直し候補	_					見直し候補	—	—	_	_	A
3.4.59	大覚寺藤岡線	59-3	見直し候補	_					見直し候補	_	_	A	_	_

■(仮)将来ネットワークの機能検証(2)

凡例|▲:支障あり、―:支障なし

	路線名		(仮) 将来道路ネットワークの機能検証							(仮) 将来道路ネットワークの機能検証						
!			【再掲】 検証結果 (CASE3)	機能水準の担保自動車交通の	通の適切な処理歩行者・自転車交	公共交通の機能	道路ネットワーク	将来都市像との	検証 (CA	E結果 SE4)	機能水準の担保自動車交通の	通の適切な処理歩行者・自転車交	公共交通の機能	道路ネットワーク	将来都市像との	
3.3.3	小川島田幹線	3-8	計画継続						計画	Ī継続						
		6-4	計画継続						計画	Ī継続						
3.4.6	志太海岸線	6-9	見直し候補	_	_	_	A	_	廃	止	_	_	_	_	_	
5.4.0	心风仰户冰	6-10	見直し候補	_	_	_	A	_	廃	止	_		_	_	_	
		6-11	見直し候補	—	_	_	—	—	廃	止	_	_	_	_	_	
		7-2	見直し候補	—	A	A	—	A	計画	Ī継続						
3.4.7	焼津岡部線	7-3	見直し候補	—	—	—	_	A	計画	Ī継続						
5.4.7	次(丰)间 hp//yk	7-4	見直し候補				_	A	計画	Ī継続						
		7-5	見直し候補					A	計画	Ī継続						
		28-1	計画継続						計画	Ī継続						
3.3.28	志太中央幹線	28-2	計画継続						計画	Ī継続						
		28-3	計画継続						計画	i継続						
		30-3	見直し候補	_	_	_	_	A	計画	ī継続						
3.6.30	焼津藤枝線	30-4	見直し候補	—	—		—	A	計画	Ī継続						
		30-5	見直し候補				_	A	計画	ī継続						
3.5.32	小川竪小路線	32-1	見直し候補	_	_	_	_	_	廃	止	_	_	_	_	_	
		33-3	見直し候補	_	_	_	_	_	廃	止	_	_	_	_	_	
		33-4	見直し候補	_	_	_	_	_	廃	止	_	_	_		_	
3.5.33	小川袮宜島線	33-5	見直し候補	_	_		•	_	計画	Ī継続						
		33-6	計画継続						計画	Ī継続						
		33-7	見直し候補				A	_	計画	Ī継続						
3.4.35	八楠坂本線	35-2	見直し候補	_	_	_	_	•	計画	Ī継続						
3.5.36	八楠中央線	36-4	見直し候補				•	•	計画	Ī継続						
3.5.37	八楠越後島線	37-3	見直し候補				A	A	計画	Ī継続						
		38-1	見直し候補	_	_	_	•	•	計画	Ī継続						
3.5.38	越後島関方線	38-2	見直し候補				•	•	計画	Ī継続						
		38-3	見直し候補			_	_	_	廃	止	_		_	_	_	
0.4.40	田子区以始	40-4	見直し候補	_	_	_	_	A	計画	ī継続						
3.4.40	黒石通り線	40-5	見直し候補	_	_	_	_	A	計画	ī継続						
3.5.41	中川原線	41-2	見直し候補			_	_	_	廃	止	_	_	_	_	_	
0.4	T. m . ~ /*	44-1	計画継続						計画	継続						
3.4.44	下小田大富線	44-4	見直し候補	_	_	_	_	A	計画	i継続						
3.5.46	石津袮宜島線	46-3	見直し候補	_	_	_	_	A	計画	i 継続						
3.4.59	大覚寺藤岡線	59-3	見直し候補			A			計画	ī継続						

■(仮)将来ネットワークの機能検証(参考)

図 将来道路ネットワーク (CASE2)

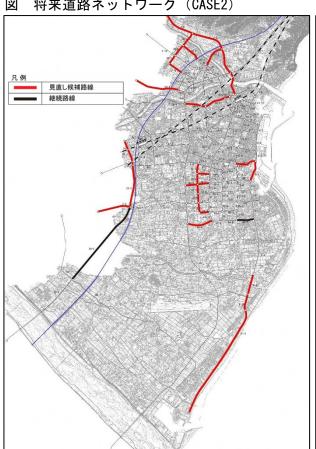


図 将来道路ネットワーク (CASE3)

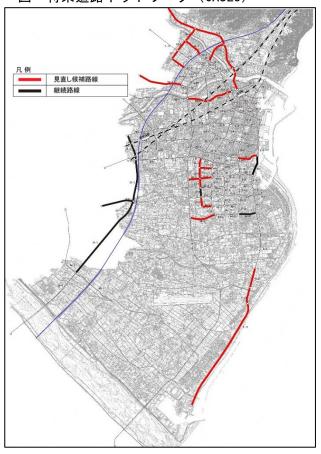
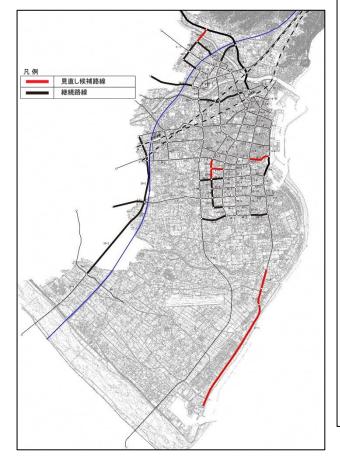


図 将来道路ネットワーク (CASE4)



CASE2:見直し候補路線の抽出結果に基づく将来道路 ネットワーク



「①自動車交通の機能水準の担保」に 支障あり

CASE3: CASE2 の支障区間を「継続」とした将来道路ネ ットワーク



(計画継続: 28-3、44-1)

(計画継続:28-3、44-1)

+ (計画継続・2-8 98-1 98-9 33-6)

「①~⑤ (P14 参照)」の検証により 支障あり

CASE4: CASE3 の支障区間を「継続」とした将来道路ネ ットワーク

(計画継続:28-3,44-1)

+ (計画継続: 3-8,28-1,28-2,33-6)

+ (計画継続: 7-2.7-3.7-4,7-5,30-3,30-4,30-5)

【見直し方針(案)の作成】

ステップ $1 \sim$ ステップ 3 の作業をとりまとめ、計画継続・変更・廃止など都市計画道路見直し方針 (案)を作成します。

■都市計画道路見直し方針(案)

	路線名	区間	検証結果 (CASE4) 【最終道路網】	都市計画道路見直し方針(案)
3.3.3	小川島田幹線	3-8	計画継続	幹線道路としての位置付けの面での機能性を有するため『計画継続』 とする。
		6-4	計画継続	自動車交通、アクセス、景観・緑化、防災面での役割、公共交通への 寄与、街区形成、幹線道路としての位置付けの面での機能性を有する ため『計画継続』とする。
3.4.6	志太海岸線	6-9	廃止	志太海岸線の道路ネットワークの確保のため、市道横須賀上小田線 を経由し、一般県道焼津大井川線へと接続することとし、当該区間 (市道横須賀上小田線以北)の「廃止」を検討する。
		6-10	廃止	潮風グリーンウォーク整備事業による海岸堤防整備との整合を図る ため、「廃止」を検討する。
		6-11	廃止	潮風グリーンウォーク整備事業による海岸堤防整備との整合を図る ため、「廃止」を検討する。
		7-2	計画継続	自動車交通、歩行者自転車交通、景観・緑化、公共交通への寄与、街 区形成の面での機能性を有するため『計画継続』とする。
2.4.7	焼津岡部線	7-3	計画継続	公共交通への寄与の面での機能性を有するため『計画継続』とする。
3.4.7		7-4	計画継続	歩行者自転車交通、公共交通への寄与の面での機能性を有するため 『計画継続』とする。
		7-5	計画継続	歩行者自転車交通、公共交通への寄与の面での機能性を有するため 『計画継続』とする。
		28-1	計画継続	アクセス、公共交通への寄与、幹線道路としての位置付けの面での機能性を有するため『計画継続』とする。
3.3.28	志太中央幹線	28-2	計画継続	アクセス、公共交通への寄与、幹線道路としての位置付けの面での機 能性を有するため『計画継続』とする。
		28-3	計画継続	公共交通への寄与、幹線道路としての位置付けの面での機能性を有するため『計画継続』とする。
		30-3	計画継続	景観・緑化、公共交通への寄与、防災面での役割、街区形成の面での 機能性を有するため『計画継続』とする。
3.6.30	焼津藤枝線	30-4	計画継続	歩行者自転車交通、防災面での役割、街区形成の面での機能性を有す るため『計画継続』とする。
		30-5	計画継続	公共交通への寄与、歩行者自転車交通、防災面での役割、街区形成の 面での機能性を有するため『計画継続』とする。
3.5.32	小川竪小路線	32-1	廃止	特別な支障がなく、代替路線があることから「廃止」として検討する。
		33-3	廃止	小川大住 (小川第四) 地区において、当初想定していた土地区画整理 事業を見込みが立たず、面的整備の見込みもないことから「廃止」と して検討する。
2522	小川袮宜島線	33-4	廃止	小川大住 (小川第四) 地区において、当初想定していた土地区画整理 事業を見込みが立たず、面的整備の見込みもないことから「廃止」と して検討する。
0.0.00	7171770111701170	33-5	計画継続	自動車交通、歩行者自転車交通、公共交通への寄与の面での機能性を 有するため『計画継続』とする。
		33-6	計画継続	自動車交通、歩行者自転車交通、公共交通への寄与の面での機能性を 有するため『計画継続』とする。
		33-7	計画継続	公共交通への寄与の面から必要性を有するため『計画継続』とする。
3.4.35	八楠坂本線	35-2	計画継続	自動車交通、歩行者自転車交通、防災面での役割、公共交通への寄与、 街区形成の面での機能性を有するため『計画継続』とする。
3.5.36	八楠中央線	36-4	計画継続	歩行者自転車交通の面での機能性を有するため『計画継続』とする。
3.5.37	八楠越後島線	37-3	計画継続	歩行者自転車交通の面での機能性を有するため『計画継続』とする。
		38-1	計画継続	道路ネットワーク構築において必要な路線であることから、『計画継 続』とする。
3.5.38	越後島関方線	38-2	計画継続	道路ネットワーク構築において必要な路線であることから、『計画継 続』とする。
		38-3	廃止	特別な支障がなく、代替路線があることから「廃止」として検討する。

路線名		区間	検証結果 (CASE4) 【最終道路網】	都市計画道路見直し方針(案)
3.4.40	黒石通り線	40-4		公共交通への寄与、歩行者自転車交通、街区形成の面での機能性を有するため『計画継続』とする。
		40-5	計画継続	公共交通への寄与、歩行者自転車交通の面での機能性を有するため 『計画継続』とする。
3.5.41	中川原線	41-2	廃止	特別な支障がなく、代替路線があることから「廃止」として検討する。
3.4.44	下小田大富線	44-1		公共交通への寄与、歩行者自転車交通、街区形成の面での機能性を有するため『計画継続』とする。
		44-4	計画継続	アクセス、歩行者自転車交通、公共交通への寄与、街区形成の面での 機能性を有するため『計画継続』とする。
3.5.46	石津袮宜島線	46-3	計画極稅	公共交通への寄与、アクセス、歩行者自転車交通、街区形成の面での 機能性を有するため『計画継続』とする。
3.4.59	大覚寺藤岡線	59-3		歩行者自転車交通、街区形成の面での機能性を有するため『計画継 続』とする。

図 都市計画道路見直し方針

